

平成30年度 第1回昭島市障害者自立支援推進協議会

議 事 要 旨

1 開催日時

平成30年 7月27日(金) 午後6時30分～午後8時45分

2 開催場所

昭島市役所庁議室

3 出席者（協議会委員10名）

（委員）

長瀬委員（会長）、井原委員（副会長）、清水委員、鈴木委員、田口委員

田中委員、西川委員、野島委員、深井委員、山崎委員

（欠席）

栗原委員、長谷川委員

（昭島市障害者地域支援協議会委員）

三原委員長、祝副委員長

（事務局）

佐藤保健福祉部長、山崎障害福祉課長、立川障害福祉係長、川島障害者支援担当係長

4 議事次第

1 開 会

2 議 題

（1）会長・副会長の選任について

（2）昭島市障害福祉施策における会議体について

（3）昭島市障害者地域支援協議会の実施状況について

（4）昭島市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について

（5）第4期昭島市障害福祉計画の実績について

（6）第4期昭島市障害福祉計画における成果目標の評価等について

3 その他

4 閉 会

5 説明資料

資料1 昭島市障害者自立支援推進協議会委員名簿

資料2 昭島市障害福祉施策における会議体組織図について

資料3 昭島市障害者地域支援協議会の実施状況について

資料3-1 平成29年度昭島市障害者地域支援協議会（専門部会）活動報告書（7部会）

資料3-2 平成30年度昭島市障害者地域支援協議会（専門部会）の取組について（5部会）

資料4-1 第4期昭島市障害福祉計画の各施策における実施状況及び評価状況

資料4-2 第4期昭島市障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量と実績値の比較
(活動指標)

資料5 第4期昭島市障害福祉計画における成果目標の評価等について

資料6 平成30年度地域支援協議会・自立支援推進協議会の運営について

1 開会（省略）

2 議題（要旨）

（1）会長・副会長の選任について

事務局より資料1に基づき説明

事務局 会長、副会長は委員の互選により定めることになっているが、ご提案
・ご意見等はございますか。
(特になし)
事務局案として、会長を長瀬委員に、副会長を井原委員にお願いしたい。
(全会一致で承認される)

（2）昭島市障害福祉施策における会議体について

事務局より資料2に基づき説明し、昭島市障害者地域支援協議会委員となる、障害者自立支援推進協議会委員代表者（1名）を募る。

西川委員 立候補を希望する。
田中委員 立候補を希望する。
深井委員 立候補を希望する。
事務局 立候補者が複数いるので、事務局で調整させていただきたい。
西川委員 代表に漏れてしまった人のために、傍聴という形ではなく、オブザーバーとして参加できる方法を検討してほしい。
事務局 現行の定数は1名となっていることから、立候補された3名の方と調整させていただく。
西川委員 懇談会の趣旨は何か。懇談会の成果について尋ねたい。自立支援推進協議会委員が地域支援協議会に参加することによって現場の実態を知るべきである。オブザーバーとして参加することによって懇談会を開く必要はないのではないか。
長瀬会長 事務局で検討してほしい。
事務局 ご意見として受け止めさせていただく。

（3）昭島市障害者地域支援協議会の実施状況について

地域支援協議会三原委員長及び祝副委員長より資料3、3-1、3-2に基づき説明

長瀬会長 新しく統合された部会の名称は決まっているのか。
祝副委員長 部会としては「自立生活支援部会」としている。
長瀬会長 自立生活支援部会は事務局で了承しているのか。
事務局 8月21日開催の地域支援協議会で諮る予定である。

(4) 昭島市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について

事務局より計画書(冊子)に基づき概要を説明

- 西川委員** 87ページの「求める機能(案)」の図について、本人・家族に対しての矢印が一方向にしかないが、双方向でなければならないと考えるが。
- 事務局** こちらは昨年度の地域支援協議会のプロジェクトにより、求める機能の案としてまとめた形となっているが、本人や家族のための支援ということから矢印が一方向になっているが、当然双方の意見を聞きながら進めることとなるものと理解している。

(5) 第4期昭島市障害福祉計画の実績について

事務局より資料4-1、4-2に基づき説明

- 田中委員** 資料4-1の評価について、例えば評価がDの項目については何か理由があると思うが、事務局では分析しているのか。
- 事務局** D評価については4施策あり、項番16の地域定着支援事業はD評価だが、制度としてはあるがサービスを利用する人がいなかったためである。このような場合にD評価としており、住宅設備改善費助成事業などが同様の理由でD評価としている。
- 田中委員** そのような場合、予算上、今後計上しないことなどはあるのか。
- 事務局** 原則として、単年度で利用者がいないことで制度を廃止することは考えていない。
- 野島委員** 資料4-2の就労継続支援A型の事業所は昭島市内にはないが、この表記だとあたかも昭島市内にA型の事業所があるように見えてしまうが。
- 事務局** 資料4-2の実績値については、昭島市が支給決定しているサービス利用者を示している。各サービス提供事業所が国民健康保険団体連合会に請求した数字に基づいており、見込量を算定する段階でもそれを踏まえたものとなっている。しかしながら、委員の意見のとおりA型の事業所は昭島市内にないことについては、従来からの課題となっている。
- 井原委員** 資料4-2には見込量、実績値が載っているが、支給決定量を算定することは難しいのか。
- 事務局** 現状、支給決定量の算定や集計は行っておらず、国民健康保険団体連合会からの数字を使って見込量、実績値を出している。支給決定量の集計等については考えさせていただく。
- 清水委員** 資料4-2の「1 障害福祉サービス(5) 障害児通所支援・障害児相談支援」について、重症心身障害児を対象とした施設の見込量・実績値は把握しているのか。
- 事務局** 現状では、重症心身障害児を対象とした施設での実績値は把握していないが、国民健康保険団体連合会から提供されるデータに対象となる数値があるのかも含め、確認させていただく。
- 西川委員** 障害福祉計画等の冊子70ページの短期入所について、昭島市内には1か所とあるが、短期入所給付費として約5,000万円の予算を計上している。また、それ以外にショートステイ事業で300万円の予算が計上しているが、事業内容はどのようなものか。
- 事務局** あいぽっくの施設内で委託実施しているショートステイ事業で、社会福祉法人に対する委託料として約300万円を計上している。

西川委員	あいぽっくの生活介護を利用する人だけが、この事業であるショートステイを利用できるようになっている。そのため国や都の補助金が下りていない。あいぽっくでは2床あるが、国や都の条件に合ったものにすれば補助金もおりるのではないかと考え、問題提起したい。
事務局	計画書に記載のある1か所というのは、昭島生活実習所が実施している短期入所のことであり、障害者総合支援法に基づくものである。 あいぽっくでは社会福祉法人において、生活介護事業を行っているが、その利用者がショートステイを利用できることとなっている。 一般的に短期入所事業は、障害特性や緊急時の対応など、なかなか知らない人を受け入れるのが難しい状況があり、生活介護利用者に限定していることとなるが、冠婚葬祭の対応やレスパイト対応として実施している。
野島委員	子どものショートステイは、必要な時に手軽に利用できる場所がない状況がある。あいぽっくの緊急保護に関しては、障害のある子どもはなかなか預かってもらえず、市外の施設を利用するしかない状況にある。
西川委員	あいぽっくでのショートステイ事業の実施については、過去に事業者からの説明があり了承した経過があるが、昭島生活実習所では行っているで、あいぽっくでも同じようにやってほしい。
事務局	従来からの課題であると認識している。
西川委員	資料3-1の日中活動部会の活動報告書について、現状と課題のところで、「医療的ケアが必要な卒業生の行き場がなく」と記載されているが、あいぽっくの生活介護では医療的ケアが必要な人を受け入れている。 現状、3名を受け入れているが、今後は、新規は受けないと言っているところが問題である。都の補助金を活用するなど、ぜひ検討していただきたい。また、日中活動部会ではあいぽっくの生活介護で医療的ケアの必要な方を受け入れていることを知っているか。
祝副委員長	あいぽっくで行っている生活介護で、医療的ケアの必要な方を受け入れていることは承知している。活動報告書では、今後の特別支援学校の卒業生ということで記載した。

(6) 第4期昭島市障害福祉計画における成果目標の評価等について

事務局より資料5に基づき説明

事務局	(資料5の成果目標の評価等についてと、目標等管理シートの基本指針の目標「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」について説明)
野島委員	地域に生活に移す実績がないということは、それを出来るだけのサポートがないということか。
事務局	地域のグループホームなどの施設や人材の支援力等も含め社会資源が少ないと感じている。
野島委員	地域の仕事をしていると、近くに施設があるのに、なかなか地域との関わりがないのが実情である。自分の地区には昭島生活実習所があるが、あまり交流がなかった。以前に拝島第三小学校の運動会の時に父兄が駐輪場として敷地を貸してもらったのをきっかけに、昭島生活実習所のお祭りでは拝島第三小の生徒に金券を渡して来てもらったりしている。最近はお祭りの記事を載せるようにしている。少しずつ地域と施設が関わってきているが、学校避難所運営委員会も全く声が出なかった。地域移行は難しいが、草の根的にやっていこうと思う。
長瀬会長	地域に移るのは大変である。地域が受け入れないのが現実である。

田中委員 サポート体制などの地域の土壌が必要だと考える。引き続き、ニーズの聞き取りは必要ではないか。

事務局 ニーズについては、引き続き、聞き取りを行う。

井原委員 施設への入所希望について、なぜ希望したのかもコメントしてほしい。施設入所は契約なのか。

事務局 全て契約で入所しており、措置はない。

野島委員 本人の希望だけではなく、家族の希望もあると思う。

事務局 (事務局より目標等管理シート「2 地域生活支援拠点等の整備」について説明)

西川委員 地域生活支援拠点事業について、以前の市議会で基地跡地だけでなく国有地、市有地も含めて考えるという答弁があったと記憶しているが、そのとおりか。

事務局 地域生活支援拠点だけでなく、生活介護やグループホームも含めて市全体で使える資源を使って考えてくと答弁したと記憶している。

事務局 (事務局より目標等管理シート「3 福祉施設から一般就労への移行等」について説明)

田中委員 各事業所で就労移行支援事業の取り組みをしていると思うが、なかなか難しく、市の側面的なサポートが必要と考える。例えば実習先の企業の開拓等、市内の企業とのコンタクトに市がコーディネートしてもらえれば良いと思う。

事務局 2年前より特別支援学校高等部生徒の職場体験実習を市役所で行ってきているが、企業との関係などについても考えさせていただく。

実際、昭島商工会にも話をしたことがあるが、経営指導を主としており、なかなか難しい状況にもあるが、産業活性課とも調整する中で検討させていただく。

井原委員 就労の継続性はどのくらいあるのか。

田中委員 自分の法人では、75パーセントぐらいである。定着支援となると、時間と労力がかかる。手を引こうとすると体調が悪くなったりするなど、なかなか定着支援は難しい。パイを広げることが必要と考えている。そのためにも市には側面的な協力をお願いしたい。

長瀬委員 75パーセントは素晴らしい数字である。患者は少しのことですぐ崩れてしまう。定着して企業に長くいても些細なことで崩れ、また病院に戻ってきてしまうことがある。

事務局 目標等管理シートの評価における「評価等に対する意見」、「次年度における取組等」の欄については、委員の意見等をまとめ、後日メール等にて確認をさせていただいた上で、最終的な本協議会の意見とさせていただきたいと考えているので、ご協力をお願いします。

3 その他

野島委員 学校避難所運営委員会名簿に障害福祉課の職員がいないのはなぜか。

事務局 保健福祉部の職員は、災害時に避難行動要支援者の対応などが主な業務となっているので、学校避難所運営業務からは外れている。

野島委員 災害時の避難方法として、一時的な避難所等に避難し、状況により福祉避難所などの二次避難所に避難することを想定しているが、子どもがパニックを起こすのではないかと心配になった。

事務局 各学校の避難所運営委員会でも障害のある人の対応等については、集団生活が困難な方などのために、別の部屋など用意していると伺っている。

- 深井委員** 学校避難所運営委員会は学校にもよるが、夜間に行くことが多いため、子どもの支援や予定があって行けない人もいると思うが、なかなか障害のある人の話が出ないため、参加しようと考えている。
- 清水委員** 重症心身障害児は医療的ケアが必要な子どもが多く、学校に避難する際、電源を必要とする医療器具を持っていることが多いことから、電源を確保出来るよう考えてほしい。
- 事務局** 重症心身障害者（児）の方については、個別に支援計画を作ることになっている。避難所で電源の確保が出来なければ、医療機関で受け入れてもらわなければならないと考えているが、けが人なども診なければならないので、そのあたりが課題となってくる。
- 西川委員** 例えば、清泉中学校が避難所の場合、清泉中学校に行かず、直接あいぽっくに行っていくと思う。
- 事務局** 地域防災計画ではそのようになっていない。まずは、一時的な避難所である学校等に避難していただく。その上で、福祉避難所である二次避難所が開設された際には、あいぽっくなどの二次避難所へ避難していただくこととなっている。
- 西川委員** 建前はそのとおりであるが、寝たきりの方などを一時的な避難所から二次避難所へ移動することは、現実的には難しいのではないかな。
- 事務局** あいぽっくは災害時の医療救護の活動拠点となっている。そのような行動をとられるとあいぽっく本来の機能が果たせない可能性がある。ただし緊急の場合は避難所に逃げていただく。ある程度そのような状況がない場合は在宅に留まってもらい、在宅に電源が無い、あるいはヘルパーが来ることが出来ない時などは、そこから移動していただくなど全体的な計画を検討していきたい。

（事務局より資料6について説明）

4 閉会

長瀬会長

以上で、第1回昭島市障害者自立支援推進協議会を閉会いたします。
ありがとうございました。